

2. 施策・事業の目標と内容

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり**現状と課題**

男女共同参画の根本には、人権尊重の思想があります。「男女共同参画社会基本法」は、日本国憲法の「個人の尊重と法の下での平等」の考え方を基礎におき、「性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会の実現をめざしています。

しかし、「男は仕事・女は家庭」という性別役割分担の意識や「重要なことの決定は男性」という考え方は、根強く残っています。「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(2007(平成19)年)でも、「政治の場」「家庭」「職場」などとともに「社会通念・慣習・しきたり」の分野で「男性のほうが優遇されている」と感じる人が多いという結果がみられました。このような現状を変え、男女共同参画の考え方を広めていくために、地域、学校、職場など、さまざまな場で男女共同参画についての情報提供と啓発に取り組む必要があります。

人権侵害のなかでも、女性に対する暴力の問題は、とりわけ重要な課題です。日本でも配偶者間あるいは親密な関係のもとでの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)、性暴力などへの取組が進められ、これらの暴力の背後には、固定的な役割関係があるという認識が広まりつつあります。しかし、女性に対する暴力は、まだ根強くみられます。「東郷町男女共同参画社会に関する意識調査報告書」でも、配偶者や交際相手から「身体的暴力」を受けたことのある人は、女性全体の17%にのぼっていました。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を基本的課題のひとつと位置づけ、啓発と支援を進めていくことが必要です。

一方、人権の尊重と男女平等を進めるにあたって、世界的な動向を把握し、情報提供することも課題です。さらには、東郷町に在住する外国人の問題に取り組むときも、人権尊重と男女平等の観点にたって、共生と支援を行うことが求められています。

基本的課題1-1

あらゆる場における男女共同参画の推進と男女平等意識の醸成

施策の方向

- 1-1-1 男女共同参画に関する啓発と情報提供
- 1-1-2 男女共同参画に関する調査・研究の実施
- 1-1-3 メディアにおける人権尊重の推進

(短期)計画期間のうち、2008(平成20)年度から2010

(平成22)年度に実施を図ることを目標とする事業

(長期)計画期間内のうちに実施を図ることを目標とする事業

1 - 1 - 1 男女共同参画に関する啓発と情報提供

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画に関わる講座・セミナーの開催	講座やセミナーの開催など、住民の学習機会を提供します。その際、時間帯や開催場所の多様化を図り、性別や年齢を問わず、参加しやすいように工夫します。	健康交流課	○	
住民と連携した啓発活動の企画・実施	地区の団体など各種団体と連携し、住民の意見や要望を反映させた啓発活動を企画・実施します。	健康交流課		○
広報誌やインターネットなどを通じた啓発	広報誌やホームページなどで、男女共同参画に関わる情報を提供します。	健康交流課	○	

1 - 1 - 2 男女共同参画に関する調査・研究の実施

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画に関わる調査の実施と公表	男女共同参画に関する総合的な調査や、個別課題に関する調査を行い、結果はプライバシーに配慮して住民に公表します。	健康交流課	○	
男女共同参画に関わる研究の実施	男女共同参画に関する調査の分析や、国内外の情報を収集・分析するなど、男女共同参画に関わる研究を推進し、町政に生かしていきます。	健康交流課		○

1 - 1 - 3 メディアにおける人権尊重の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
町の広報物やホームページなどにおけるジェンダーに配慮した表	広報物やホームページなどの制作・発行にあたっては、ジェンダーの視点にたって人権に配慮した表現にするよう	全課	○	

現の確立	に、働きかけます。			
メディア・リテラシーについての講座や学習会の開催	ジェンダーに敏感な視点で、テレビ、雑誌、インターネットなどのメディア情報を読み解き、情報発信する能力(メディア・リテラシー)を養うための講座や学習会を開催します。	健康交流課・社会教育課		○

基本的課題 1 - 2

あらゆる場における男女平等教育の推進

施策の方向

1 - 2 - 1 学校教育・保育の場での男女平等教育及び啓発の推進

1 - 2 - 2 生涯学習の場での男女平等教育の推進

< 具体的事業と事業内容 >

1 - 2 - 1 学校教育・保育の場での男女平等教育及び啓発の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
学校・幼稚園・保育園などにおける、男女平等で個を大切にする教育及び啓発の推進	・ジェンダーの視点から、教育・保育の場での性別による不必要な区別や慣習(名簿の順、持ち物の色、教職員の働きかけなど)を見直します。 ・ジェンダーの視点にたった教職員研修を行います。	児童課・学校教育課	○	
個を大切にしたい進路指導及び職業指導の形成	・学校において、性別に関わらず、個性と能力が尊重される進路選択ができるよう、職業意識づくりや進路指導を行います。 ・学校における進路指導を充実させるため、教職員研修を行います。	学校教育課	○	
教職員構成の見直しと男女平等の促進	教職員構成の男女比の均衡等、職場の男女平等を促進します。	児童課・学校教育課		○

1 - 2 - 2 生涯学習の場での男女平等教育の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
多様な人生選択ができるための学習機会の充実	性別や世代を問わず、一人ひとりの個人が、多様な生き方を選択できる情報提供として、講座・セミナーなどの学習機会を充実します。	社会教育課	○	
男女共同参画の視点にたった指導者養成と活動支援	・ジェンダーに敏感な視点をもった指導者の養成を行います。 ・男女共同参画に資する学習グループなどに対する活動支援を行います。	健康交流課	○	
多様な人々が学習できる環境の整備	性別、世代、ライフステージを問わず、多様な人々が参加できるように、テーマを設定し、環境（託児、手話通訳、要点筆記など）を整備します。	全課	○	

基本的課題 1 - 3

女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向

1 - 3 - 1 ドメスティック・バイオレンスなどへの対策の推進

1 - 3 - 2 職場や学校でのセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策の推進

1 - 3 - 3 女性に対する暴力にかかわる情報提供と相談の推進

1 - 3 - 1 ドメスティック・バイオレンスなどへの対策の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
ドメスティック・バイオレンスや親密な関係のもとでの暴力を根絶するための啓発・情報提供	ドメスティック・バイオレンスや親密な関係のもとでの暴力を根絶するための意識醸成を進め、他市町村や関係機関と連携を取りつつ、情報提供を行います。	人事秘書課・児童課	○	
ドメスティック・バイオレンスなどに関わる相談体制の整備	ドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口を開設し、県や他の相談窓口との連携も図ります。	児童課	○	

被害者とその家族の安全確保と支援のための体制整備	暴力被害者とその家族（子ども）に対して、関係機関（病院、警察、弁護士、被害女性や支援団体のネットワーク）と連携しつつ安全確保と支援のための体制を確立します。	児童課	○	
女性の自立支援策の推進	被害女性が自立して生活できるよう、支援策を推進します。	児童課	○	

1 - 3 - 2 職場や学校でのセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）防止対策の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)防止のための研修の実施と情報提供	セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)が人権侵害であるとの認識を広めるため、町職員に対して職場研修を開催します。	人 事 秘 書 課	○	
セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)防止のための広報	企業、学校、諸団体と連携した広報活動を行います。	農 政 商 工 課 ・ 児 童 課 ・ 健康交流課・学校教育課	○	
セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)の相談窓口の設置	セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)に対する町職員のための相談体制を整備します。	人 事 秘 書 課	○	

1 - 3 - 3 女性に対する暴力にかかわる情報提供と相談の推進

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
女性に対する暴力に関わる情報提供	女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、多様な場で広報・啓発し、相談窓口などの情報提供を行います。	全課	○	
女性に対する暴力に関わる相談体制の推進	女性に対する暴力への対応を含めた相談窓口を設置します。	児童課	○	
女性に対する暴力に関わる職員研修の充実	暴力を受けた被害女性などに適切な対応ができるよう、職員研修を進めます。	全課	○	

< 基本的課題 1 - 4

国際社会における男女平等との協調

施策の方向

1 - 4 - 1 男女平等に関する国際的な動向の把握と情報提供

1 - 4 - 2 男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援

1 - 4 - 3 男女共同参画の観点にたつ在住外国人との交流と支援

1 - 4 - 1 男女平等に関する国際的な動向の把握と情報提供

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女平等に関する国際的な動向の把握	男女平等に関する国際的な基準や取組状況についての情報を収集・整理します。	健康交流課	○	
男女平等に関する国際的な動向についての情報提供	広報やホームページなどを通して男女平等の国際的な動向を住民に知らせ、各種講座やセミナーにも、男女平等の国際的な動向に関する情報を盛りこみます。	健康交流課	○	

1 - 4 - 2 男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
男女共同参画の観点にたつ国際交流・協力活動の支援	民間の国際交流団体が行う男女共同参画社会に向けた活動を支援します。	健康交流課		○

1 - 4 - 3 男女共同参画の観点にたつ在住外国人との交流と支援

具体的事業	事業内容	担当課	短期	長期
在住外国人のための情報提供と相談体制の充実	男女共同参画の視点にたって、在住外国人の人々が相談できる相談窓口を設置します。その際、自国語での相談と情報提供に努めます。	健康交流課	○	